

第6章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

6.1 計画の基本的事項

6.1.1 計画の位置づけ

本市では、「地球温暖化対策推進法に基づき、平成 13（2001）年度以降、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス削減等の施策を推進してきました。現在は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間の計画期間とする第 5 次鳴門市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス削減等に取り組んでいます。しかしながら、近年では地球温暖化に起因する気候変動及びその影響が国内外で顕著となっており、日本政府は令和 2（2020）年 10 月に令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言するなど、更なる取組の推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、官民一体となって市域から排出される温室効果ガスの削減を進めるために、同法に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに策定するとともに、第 5 次実行計画については計画期間を前倒して改定し、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス削減等の推進を図ることとしました。

6.1.2 計画の基本事項（期間、対象等）

(1) 計画期間

本計画の計画期間は令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。

(2) 対象とする範囲

市のすべての組織や施設（エネルギー管理権限を有する施設に限り、指定管理者制度を導入している施設を含む）とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスのうち次の 4 種類※とします。（表 6.1）

表 6.1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、公用車・船舶の使用、液体燃料の使用（灯油・重油等）、ガス燃料の使用、廃棄物の焼却 など
メタン (CH ₄)	公用車・船舶の使用、廃棄物の焼却、浄化槽の使用 など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車・船舶の使用、廃棄物の焼却、浄化槽の使用 など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車の使用（カーエアコンからの漏洩）

※ 同項に規定する温室効果ガスのうち、六ふつ化硫黄 (SF₆) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの (PFC)、三ふつ化窒素 (NF₃) については本市の事務事業からは排出されないと考えられるため対象外とします。

6.2 第5次鳴門市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

6.2.1 削減目標の達成度合い

第5次鳴門市地球温暖化対策実行計画では、令和元（2019）年度を基準として、温室効果ガス排出量を5年間（令和3（2021）年度から7（2025）年度）で平均11.0%削減することを目標としてきました。実績値のある令和3（2021）年度から5年度の平均で、15.8%減（調整後排出係数（P89 参照）ベースでは15.2%減）となっています。（表 6.2）

表 6.2 第 5 次鳴門市地球温暖化対策実行計画の削減目標と実績

(*本章内の表については、鳴門市の事務事業に関する数値を示す)

項目別 (単位: t)		基準		実績				
		令和元年度	令和 3~7 年度平均	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3~5 年度平均	
電気使用 (上段: 基礎排出係数、下段: 調整後排出係数)		11,172.10	10,304.90	11,220.29 11,305.79	10,075.80 9,758.36	8,180.14 8,858.86	9,825.41 9,974.34	
燃料使用	ガソリン	157.80	149.40	127.91	130.90	130.44	129.75	
	灯油	2,769.80	1,600.90	1,468.48	1,384.94	1,520.23	1457.89	
	軽油	303.90	284.70	263.28	250.89	235.76	249.98	
	A 重油	486.60	357.20	385.26	392.79	509.73	429.26	
	液化石油ガス(LPG)	253.70	238.00	339.35	413.64	420.89	391.30	
	小 計	3,971.80	2,630.20	2,584.28	2,573.17	2,817.05	2,658.17	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型自動車	0.77	0.73	0.61	0.59	0.76	0.65
		軽自動車	1.28	1.22	1.14	1.27	1.30	1.24
		普通貨物車	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02
		小型貨物車	1.14	1.07	0.62	0.50	0.57	0.56
		軽貨物車	0.93	0.88	0.72	0.80	0.81	0.78
		特殊用途車	1.07	1.01	0.86	1.04	0.97	0.96
		バス	0.11	0.10	0.02	0.00	0.06	0.03
	小 計	5.31	5.02	3.99	4.20	4.49	4.23	
	軽油	普通貨物車	0.57	0.50	0.44	0.44	0.42	0.43
		小型貨物車	0.07	0.07	0.05	0.05	0.07	0.06
		特殊用途車	1.82	1.73	2.02	1.99	1.94	1.98
		小 計	2.46	2.30	2.51	2.47	2.43	2.47
	焼却	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)	6,124.80	5,903.10	5,676.22	5,135.53	4,769.28	5,193.68
一般廃棄物焼却量(合成繊維)		963.20	928.40	1,078.58	1,061.26	1,111.11	1,083.65	
一般廃棄物焼却量(全量)		255.80	246.50	167.33	164.64	172.20	168.06	
小 計		7,343.80	7,078.00	6,922.13	6,361.43	6,052.59	6,445.38	
HFC-134a 使用車輛		2.60	2.47	2.44	2.10	1.91	2.15	
合計 (上段: 基礎排出係数、下段: 調整後排出係数)		22,498.07	20,022.90	20,735.64 20,821.15	19,019.18 18,701.74	17,058.61 17,737.33	18,937.81 19,086.74	
基準年度比削減率 (上段: 基礎排出係数、下段: 調整後排出係数)		-	▲11.0%	▲7.8% ▲7.5%	▲15.5% ▲16.9%	▲24.2% ▲21.2%	▲15.8% ▲15.2%	

6.2.3 第5次実行計画に基づく主な取組

(1) 電気の使用量削減に関する取組

電気の使用量については、施設の統廃合や人権福祉センター・図書館等の LED 化等の対策の実施や、文化会館の耐震工事に伴う休館による減少はあるものの、電気の使用量は 3.7%増加しています。(表 6.3)

(2) 燃料の使用量削減に関する取組

燃料の使用量については、ガソリン、灯油及び軽油は削減目安を達成しています。主な要因としては、ガソリン及び軽油は、公用車の燃費向上と走行距離の減少（コロナ禍による出張の減少等に起因）、灯油はクリーンセンターの使用量の減少等が挙げられます。

一方、A 重油については、学校給食センターのボイラーの燃料転換（A 重油から LPG への転換）等によって減少はしているものの、目標目安には届いていません。

また、液化石油ガス（LPG）については、上記燃料転換の影響等で増加しています。(表 6.3)

(3) 一般廃棄物の排出量抑制に関する取組

一般廃棄物の焼却量については、令和元（2019）年度に一部のごみを県外に搬出して処理したため増加しているものの、ごみの再資源化等が進んだことにより、廃プラスチック類の焼却量は減少しています。(表 6.3)

表 6.3 第5次鳴門市地球温暖化対策実行計画の各エネルギー使用量等の削減目安と実績

項目別 (単位)	基準	目安		実績						
	令和元年度	令和3~7年度平均	削減率 (%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3~5年度平均	削減率 (%)		
電気使用量 (千 kWh)	21,167	19,524	▲7.8	21,675	22,084	22,108	21,956	+3.7		
燃料使用量	ガソリン(L)	67,982	64,345	▲5.3	55,095	56,381	56,959	56,145	▲17.4	
	灯油(L)	1,112,607	643,047	▲42.2	589,875	556,318	607,441	584,545	▲47.5	
	軽油(L)	117,547	110,140	▲6.3	101,849	97,059	90,002	96,303	▲18.1	
	A重油(L)	179,582	131,843	▲26.6	142,180	144,960	185,166	157,435	▲12.3	
	液化石油ガス(LPG) (kg)	84,609	79,349	▲6.2	113,160	137,932	140,563	130,552	+54.3	
自動車の走行距離 (km)	ガソリン	普通・小型自動車	86,047	81,745	▲5.0	76,123	73,605	95,527	81,752	▲5.0
		軽自動車	188,740	179,303	▲5.0	186,353	208,260	212,697	202,437	+7.3
		普通貨物車	1,027	975	▲5.1	1,937	753	1,817	1,502	+46.3
		小型貨物車	140,094	131,433	▲6.2	85,337	68,619	77,334	77,097	▲45.0
		軽貨物車	135,754	128,966	▲5.0	117,155	129,780	131,889	126,275	▲7.0
		特殊用途車	94,455	89,732	▲5.0	84,071	101,098	94,951	93,373	▲1.1
		バス	8,313	7,897	▲5.0	1,531	4,836	5,330	3,899	▲53.1
	軽油	普通貨物車	126,209	109,936	▲12.9	107,603	105,453	102,351	105,136	▲16.7
		小型貨物車	24,631	23,400	▲5.0	21,033	20,079	25,525	22,212	▲9.8
		特殊用途車	234,172	222,463	▲5.0	288,427	284,113	277,334	283,291	21.0
焼却量 (t)	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)	2,215	2,135	▲3.6	2,057	1,861	1,728	1,882	▲15.0	
	一般廃棄物焼却量(合成繊維)	421	405	▲3.6	467	459	481	469	+11.4	
	一般廃棄物焼却量(全量)	15,118	14,570	▲3.6	16,498	16,233	16,978	16,570	+9.6	
その他	HFC-134a 使用車輛 (台)	181.5	173.0	▲8.5	170.5	161.4	146.9	159.6	▲12.1	

6.3 温室効果ガス排出の現状及び目標

6.3.1 温室効果ガス排出量の状況

(1) エネルギー使用量等及び温室効果ガス排出量の推移

エネルギー使用量等は表 6.4、温室効果ガス排出量の推移は表 6.5 のとおりとなります。

なお、第 5 次計画においては、基準年度を最新実績である令和元（2019）年度としていましたが、本計画では政府実行計画との整合性等を踏まえて平成 25（2013）年度としています。

表 6.4 エネルギー使用量等の基準年度との比較

項目別（単位）		平成 25 年度	令和 5 年度	増減率（%）
電気使用量(kWh)		20,989,035	22,108,487	+ 5.3
燃料 使用量	ガソリン(ℓ)	68,014	56,959	▲16.3
	灯油(ℓ)	431,116	607,441	+40.9
	軽油(ℓ)	93,040	90,002	▲3.3
	A 重油(ℓ)	371,844	185,166	▲50.2
	液化石油ガス(LPG) (kg)	74,217	140,563	89.4
走行 距離	ガソリン車 (km)	617,276	619,545	+ 0.4
	ディーゼル車 (km)	349,539	405,210	+ 15.9
焼却 量	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)(t)	1,581	1,728	+ 9.3
	一般廃棄物焼却量(合成繊維)(t)	463	481	+ 3.9
	一般廃棄物焼却量(全量)(t)	16,348	16,978	+ 3.9
その他	HFC-134a 使用車輛(台)	147.5	146.9	▲0.4

表 6.5 温暖化効果ガス排出量の基準年度との比較

項目別		温室効果 ガスの種類	平成 25 年度 (t -CO ₂)	令和 5 年度 (t -CO ₂)	増減率
電気使用 (上段：基礎排出係数、下段：調整後排出係数 ^{※1})		CO ₂	14,671 14,818	8,180 8,859	▲44.2% ▲40.2%
燃料使用（ガソリン・灯油・軽油等）		CO ₂	2,724	2,817	+3.4%
公用車の走行（ガソリン・軽油）		CH ₄ ,N ₂ O	6.7	6.9	+2.8%
焼却	一般廃棄物 (廃プラスチック・合成繊維)	CO ₂	5,433	5,880	+8.2%
	一般廃棄物(全量)	CH ₄ ,N ₂ O	166	172	+3.9%
その他 ^{※2}		CH ₄ ,N ₂ O,HFC	241	241	0%
合計		-	23,243 (23,390)	17,298 (17,977)	▲25.6% (▲23.1%)

※ 1 「調整後排出係数」の併記について

事務事業編の評価において、電気の二酸化炭素排出係数は、基礎排出係数を用いることとされていますが、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和 6 年 4 月）」では、再生可能エネルギー電力の調達等の取組を実施されている場合は、取組の成果を正しく評価するために、基礎排出係数を用いて算定した総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することが望ましいとされています。

本市では、ポートレース場等において再生可能エネルギー電力の調達を行っており、総排出量の評価にあたっては、上記の環境省マニュアルの考え方に基づき、基礎排出係数及び調整後排出係数を用いた総排出量の評価を併記することとします。

※ 2 平成 25（2013）年度数値の算定について

基準年度である平成 25（2013）年度に計上していなかった項目で実績が不明なものについては、令和 5（2023）年度実績と同量を平成 25（2013）年度数値としています。

(2) 令和5(2023)年度の温室効果ガスの排出状況

① 施設の種類ごと内訳(電気の使用に伴う排出に限る)

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量について、施設の種別ごとに比較すると、図 6.1 のとおり、水道施設が全体の26%を占め最も多く、次いで焼却施設19%、ポートレース場12%、小中学校の11%となっています。

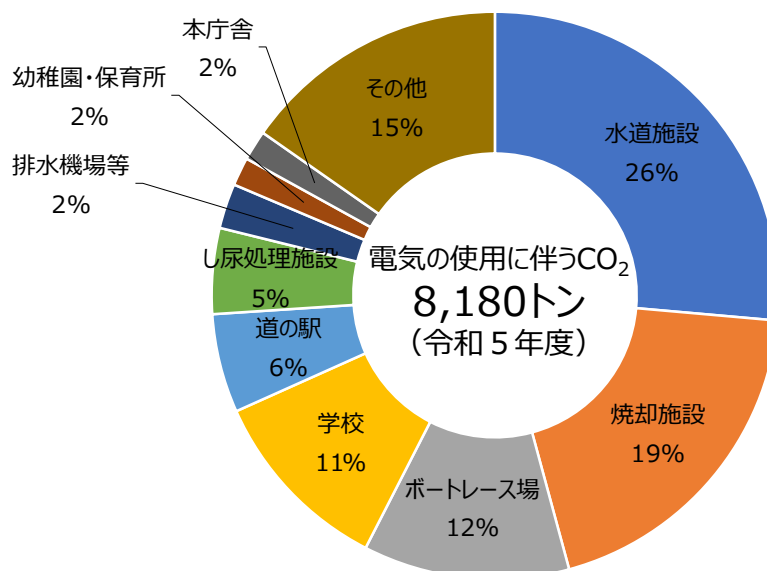


図 6.1 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の施設の種類ごとの内訳

② エネルギーの種類別の内訳(エネルギー起源CO₂に限る)

エネルギーの種類別で見ると、電気由来の排出量が全体の74%を占め最も多く、次いで、主にクリーンセンターで助燃用として使用される灯油が14%となっています。

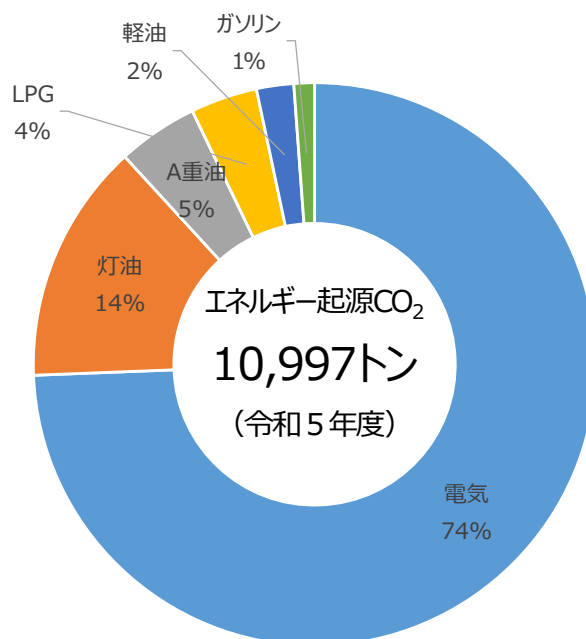


図 6.2 エネルギー起源二酸化炭素のエネルギー種類ごとの排出量内訳

6.3.2 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 全体の削減目標

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」で、事業者には、毎年一定のエネルギー使用量の削減をしていくことが努力目標として定められていることを踏まえて、各エネルギー使用量等を毎年削減していくことで、あわせて温室効果ガス総排出量の削減を図ることとし、本計画では、国における「地球温暖化対策計画」の削減目標を踏まえ、計画期間中の温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおりとします。

削減目標

- 令和 12（2030）年度において鳴門市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で **50%以上**削減します。

(2) 項目別の削減目安

当計画の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するために、各項目別に次のとおり削減することを目指します。

表 6.6 温室効果ガス総排出量の削減目安

(単位：t-CO₂)

項目別	温室効果ガスの種類	平成 25 年度 (基準年度)	令和 5 年度 (直近年度)	令和12年度 (目標年度)	増減率 (%)
電気使用	CO ₂	14,671	8,180	3,933	▲73.2%
燃料使用 (ガソリン・灯油・軽油等)	CO ₂	2,724	2,817	2,626	▲3.6%
公用車の走行 (ガソリン・軽油)	CH ₄ ,N ₂ O	6.7	6.9	6.2	▲8.3%
焼却	一般廃棄物 (廃プラスチック・合成繊維)	5,433	5,880	4,678	▲13.9%
	一般廃棄物(全量)	166	172	137	▲17.4%
その他	CH ₄ ,N ₂ O,HFC	241	241	241	0%
合計	-	23,243	17,298	11,621	▲50.0%

温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するための、各エネルギー使用量や走行距離、一般廃棄物焼却量等の削減目安は表 6.7 のとおりです。

表 6.7 各エネルギー使用量等の削減目安

項目別 (単位)		平成 25 年度 (基準年度)	令和 5 年度 (直近年度)	令和12年度 (目標年度)	増減率 (%)
電気使用量(kWh)		20,989,035	22,108,487	15,732,000	▲25.0%
燃料 使用 量	ガソリン(ℓ)	68,014	56,959	53,090	▲21.9%
	灯油(ℓ)	431,116	607,441	566,175	+31.3%
	軽油(ℓ)	93,040	90,002	83,888	▲9.8%
	A 重油(ℓ)	371,844	185,166	172,587	▲53.6%
	液化石油ガス(LPG) (kg)	74,217	140,563	131,014	+76.5%
走行 距離	ガソリン車 (km)	617,276	619,545	577,456	▲6.5%
	ディーゼル車 (km)	349,539	405,210	377,682	+8.1%
焼 却 量	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)(t)	1,581	1,728	1,374	▲13.1%
	一般廃棄物焼却量(合成繊維)(t)	463	481	383	▲17.4%
	一般廃棄物焼却量(全量)(t)	16,348	16,978	13,503	▲17.4%
その他	HFC-134a 使用車両(台)	147.5	146.9	146.9	▲0.4%

6.4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

6.4.1 目標達成に向けた取組の基本方針

今後の温室効果ガス総排出量を削減していくために、次の方針で取り組みます。

- ① 各エネルギー使用量等と温室効果ガス排出量の両方を削減することを目指します。
- ② 温室効果ガス排出量の削減には、一人ひとりの日常の行動変容が大切なことから、全庁的な取組を進めます。
- ③ 市民や事業者等の環境意識の醸成等につながるよう、市が率先して各種取組を推進します。

6.4.2 目標達成に向けた取組

(1) 電気の使用量削減に関する取組

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、次に示す取組を進めます。

① 電気の供給に関する取組

ア 電気の調達

- 電気の購入にあたっては、電気事業者別排出係数（P89 参照）が低い電力事業者から購入するよう努めます。

イ 再生可能エネルギーの導入

- 市有施設の新設時等には、太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの導入を検討し、設置可能な市有施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

② 設備・機器に関する取組

ア 受変電器について

- 電力使用量を抑制するため、デマンド制御を活用します。

イ 照明器具について

- 廃止予定の施設等を除き、原則、すべての公共施設の照明を高効率照明（LED 等）に更新します。
- 施設の用途等に応じて、明るさセンサー、人感センサー、スケジュール制御機能等の調光制御機

能を有する照明器具の導入を進めます。

ウ 給湯器について

- エネルギー消費効率の高い給湯・温水器への転換を検討します。

③ 庁舎等の管理に関する取組

ア 照明器具の管理

- 晴天時は、自然光の活用を図ります。
- 事務室の未使用スペースや廊下、階段等の照明は支障のない範囲で減らします。
- 会議室や倉庫、更衣室、ロッカー室など断続的に使用する箇所の照明は、消灯を心がけます。
- 昼休みの休憩時間帯は、こまめに消灯します。
- 残業時間の削減により照明の使用時間を短縮します。特に、毎週水・金曜日は「ノー残業デー」とし、終業後はできる限り早く消灯するよう努めます。

イ 空調設備の管理

- 冷暖房の効率を高めるため、フィルター等の清掃をこまめに行います（業務用エアコンの場合は年に1回程度）。
- 空調設備の適正な温度設定と使用時間の短縮に努めます。
- 扇風機やサーキュレーター等との併用により、空調設備の使用を抑制します。
- カーテン、ブラインド、断熱フィルム等を使用し、冷暖房効果を高めます。
- 外気の導入や換気の励行により、室内温度の調整に努めます。
- 冷房の使用を控えるため、ゴーヤ等を利用した緑のカーテン事業を推進します。
- 使用が終わった部屋の空調設備は速やかに停止します。
- 通年での軽装勤務を実施します。

ウ 事務機器の管理

- コピー機、パソコン等のOA機器は、省電力機能などを活用します。
- 席を離れるときや昼休みなど長時間(1時間以上)使用しないときは自動でスリープ、電源オフとなるような設定や、手動スリープを徹底します。

エ 給湯・温水器の管理

- 適正な温度管理に努めます。

- 湯沸かし器等の種火の止栓に努めます。

オ 水道の適正管理及び使用

- 水漏れ等の定期的な点検を行います。
- トイレの排水や散水等に雨水を活用します。

カ その他

- 上下 1 階の移動はエレベーターの使用を控え、階段を利用します。
- 冷蔵庫、テレビ、電気ポット等の使用台数の削減に努めます。
- 冷蔵庫、テレビ、電気ポット等は未使用時に電源を切ります。
- ノンフロン冷媒を用いた空調機器等の導入を検討します。
- フロン類を使用している空調機器等の更新時には関係法令に基づき、適正に回収・処理します。
- 自動販売機を設置する際には必要性を十分に検討し、設置後においても設置台数の見直し検討・夜間照明の消灯促進等を行います。

④ 一般廃棄物の処理に関する取組

ア 一般廃棄物処理施設の設備改良

- 施設改修の際には高効率機器の導入を検討するなど、一般廃棄物処理施設の省電力化に努めます。

イ 汚水処理施設の整備促進

- し尿処理等の効率向上のため、計画区域内での公共下水道の整備と接続率の向上施策を推進します。

⑤ 水道事業に関する取組

ア 取水・送水ポンプの運用改善

- 浄水場の取水・送水ポンプ、中継ポンプ場の送水ポンプ等の運用改善に努めます。

イ 漏水量の削減

- 漏水調査を実施し、漏水量の削減に努めます。

ウ 水道施設の統廃合

- 浄水場を北島町と共同化し、効率的な運転に努めます。

(2) 燃料の使用量削減に関する取組

燃料の使用による温室効果ガス排出量を削減するため、次に示す取組を進めます。

① 公用車に関する取組

ア 適正な点検整備

- 月1回を目安にタイヤの空気圧や溝等を点検します。
- エンジンオイルは走行距離(5,000km程度)や使用期間(半年程度)に応じて交換します。

イ エコドライブの推進

- 発進するときは、ゆるやかにアクセルを踏んで発進します。(最初の5秒で、時速20km程度が目安)
- 駐停車の際、無用なアイドリングはしません。
- 相乗り等により、公用車利用の効率化を図ります。
- 信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを活用します。
- 交通の状況に応じた安全な定速走行をします。
- カーエアコンは適切に使用します。
- 車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能なので、暖房が必要なときは、エアコンスイッチをOFFにします。
- 運ぶ必要のない荷物は車からおろします。

ウ その他

- 新規導入の際は、代替可能な電気自動車がない場合等を除き、原則、電気自動車（ハイブリッド車を含む）を導入します。
- 電気自動車や燃費の良い小型車両等を優先して使用します。
- 近距離の移動は電動バイクや公用自転車の利用を促進し、公用車の利用低減に努めます。
- リモート会議の活用により、出張等の削減に努めます。

- ・ フロン類を使用している公用車は関係法令に基づき、適正に回収・処理します。

② 給湯器・ボイラー等の適正管理

- ・ 湯沸器・温水器は、タイマー制御が可能なものについては利用実態にあわせて利用時間を設定し、使用燃料（LPG 等）の使用量の削減に努めます。
- ・ 各職場の最終退出者は、給湯器の電源断を確認し退出します。
- ・ 石油ファンヒーターは、ファンフィルターを定期的に清掃するとともに、エコモードの活用や配置場所の工夫により、燃料（灯油等）使用量の削減に努めます。
- ・ 学校給食センター等におけるボイラーの適正管理により、燃料の使用低減に努めます。

③ 一般廃棄物の処理に関する取組

ア ごみの収集に伴う燃料の削減

- ・ 効率的なごみの収集により、収集車両の走行距離と燃料の抑制を図ります。

イ 一般廃棄物処理施設の運転管理

- ・ 焼却施設の排ガスを抑制し、排出基準を満たした運転を行うことを前提に、助燃剤である灯油の使用をできる限り抑制するよう努めます。

(3) 環境に配慮した建築物の整備

- ・ 今後予定する市有施設の新築・建替・大規模改修においては、原則、ZEB Ready³⁸以上を目指します。
- ・ 当該新築・建替・大規模改修のうち、ZEB Ready 適合が困難なものについては、少なくとも ZEB Oriented³⁹適合を目指します。
- ・ ZEB 適合が困難なものや対象外の建築物については、できる限り環境に配慮し、新築・立替・大規模改修を実施します。

³⁸ ZEB Ready : ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネ設備を備えた建築物。定量的な定義としては、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

³⁹ ZEB Oriented : ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物。定量的な定義としては、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 30%又は 40%以上（用途による）の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

(4) 一般廃棄物の排出量抑制に関する取組

鳴門市から発生する一般廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガス排出量を削減するため、また4R（P63 参照）推進のため、次に示す取組を進めます。

① 焼却ごみの減量化に関する取組

ア 焼却ごみの減量化

- 有料指定ごみ袋を使用した分別収集を継続し、焼却ごみの排出量削減を図ります。
- 搬入ごみのリサイクルに努め、ごみの焼却量を削減します。

イ 生ごみの減量化

- 生ごみの排出量を削減するため、生ごみ処理容器購入の負担軽減及び電気式生ごみ処理機の購入に対する補助を実施するとともに EM ボカシ⁴⁰の無料配布に取り組みます。
- 余剰食品などの食品ロスを削減するための取組（フードドライブ（P127 参照）等）について、積極的な活用と周知に取り組みます。
- 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を推進します。

ウ 古紙リサイクル

- 焼却ごみに含まれている紙類の量を削減するため、再生利用が可能な古紙類の回収に取り組んでいる市民団体を支援します。

エ プラスチック類リサイクル

- 小売店から出るレジ袋を減らすため、マイバッグ運動を推進します。
- プラスチック容器包装やペットボトルの排出抑制を推進するとともに、その資源化を推進することで、焼却量を削減します。

⁴⁰ EM ボカシ：米ぬかやもみ殻などに EM(有効微生物群)と呼ばれる菌を混ぜて発酵させた堆肥

(5) 水・紙・廃棄物の削減等の取組

① 水の使用量の削減に関する取組

- 節水コマの取付けや止水栓の調節を行い、節水に努めます。
- 水道栓の締め忘れがないか適宜チェックします。
- 植物の散水にはできる限り雨水を利用します。

② 紙の使用量の削減に関する取組

- 会議のオンライン化・タブレット・ペーパーレス会議システムの活用等により、印刷は最小限に留めます。
- コピーやプリントアウトは両面使用の印刷を原則とするとともに、縮小機能を活用します。
- 全庁に向けた資料等は、ポータルサイトの全庁掲示板を利用し、印刷やコピーの利用を控えます。

③ 廃棄物の削減に関する取組

- 執務室内におけるごみ（廃プラ類など）の分別収集を徹底します。
- マイボトルの持参に努めるなど、使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- 事務用品を購入する際は、詰め替えが可能なものなど、リデュースできる製品を選択します。